

平成30年第11回

安芸高田市農業委員会議事録

総 会

平成30年11月22日（木）

安芸高田市農業委員会

総会出席簿

【開催年月日】 平成30年11月22日(木)

【時間及び場所】 午後1時30分より 第1庁舎2階 211会議室

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
日程第 2 報告第 9号 農地改良届について
日程第 3 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6 議案第68号 非農地証明申請について
日程第 7 議案第69号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8 議案第70号 農用地利用配分計画原案の諮問について

議席	氏名	印	議席	氏名	印	議席	氏名	印
1	沖田 良次	○	5	田槇 憲司	○	9	村上 一夫	○
2	田中 秀之	○	6	上田 隆司	○	10	光永 直義	欠
3	津田 義則	○	7	富田伊久夫	○	11	水重 克幸	○
4	信川 進吾	○	8	桑原 博	欠	12	秋國 満	○

事務局 出席 沢田 純子事務局長
森田 修事務局長補佐

総会開始 午後1時30分

総会時間 1時間19分

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時30分 開会

○村上会長 それでは、ただいまより平成30年第11回安芸高田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会に8番 桑原 博委員、10番 光永 直義委員の欠席の申し出がありました。ただいまの出席委員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより平成30

年第11回安芸高田市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は規定により議長において行います。11番 水重 克幸委員、12番 秋國 満委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 報告第9号 農地改良届についての報告をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございます。

以上で、農地改良届についての報告を終わります。

日程第3 議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本日は、職務代理 桑原委員が欠席でありますので、議長を交代せず、村上が通して進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございます。

続きまして、担当委員の調査報告を行います。

受付番号61号、62号、64号、65号について、9番 村上が報告いたします。

11月12日に最適化推進委員8名と農業委員2名と事務局で現地調査をいたしましたので、報告いたします。

まず、受付番号61号ですが、別図65の61ページをごらんください。

場所は、●●の入り口の付近で、田が8筆ありますが、●●●●●●●●から●●●●●●までの4筆が●●の●●●の下で地番が分かれておりますが、現状は1枚であります。また、●●●の●●●●●●番から●●●●●●番までの3筆が同じく●●●の下で3筆になっておりますが、現状は1枚の田であります。また、●●●●●●●●は、譲渡人の実家の200mぐらい南東に位置する田であります。畑2筆は、譲渡人の実家の近くであります。譲渡人の実家は現在は更地状態で後継者もなく、譲渡人も●●●に居住で耕作できないことがいろいろ弊害をさせていたようでありますが、こうして新規就農で来ていただくわけで、新規就農をされることは大変に喜ばしい、よいことだというふうに思います。また、新規就農者をみんなで育てていくことが大切じゃあないかというふうに思いました。

次に、受付番号62号ですが、別図の65の62ページをごらんください。

場所は、譲渡人の実家の道を挟んで北側の隣接した畑1筆で156㎡であります。譲渡人は広島市●●●●の居住で帰農する気もないので管理も追いつかず、今回近隣で住んでおられる譲受人の●●氏と話がまとまり、申請となったようですが、管理してもらえる方が見つかると、大変よいことというふうに思います。

次に、受付番号64号ですが、別図65の64ページをごらんください。

場所は、国道54号線の旧●●●の近くに信号がありますが、そこを●●●●●●のほうに向かい入ると少し上りになりますが、そこの●●の休耕地であります。そこの田、①、②、③が不在地主で福山市に居住されておられ、管理なり耕作できないことから、2kmぐらい南に行った●●氏が購入され管理されるとのことでございます。カヤは繁茂し、即耕作は困難だというふうに思いましたが、管理されれば耕作放棄地も少しは解除されてよいことというふうに思います。

次に、受付番号65号ですが、別図65の65ページをごらんください。

場所は、譲渡人の実家、●●●●●●番地の南側の畑1筆と同じく西側の田1筆であります。譲渡人は、広島市安佐北区に居住しておられ、体調も悪く、帰って農業ができないから、近隣で農業をされておられる譲受人、●●氏にお願いされ、話がまとまったようです。近隣の方と話がまとまり、非常によいというふうに思います。

いずれの案件も他の農地への影響もありませんし、詳細については調査書のとおりであります。

以上で、調査報告を終わります。

続きまして、受付番号63号について、11番 水重委員、お願いいたします。

○水重委員 11番 水重です。受付番号63について、報告いたします。

11月12日、推進委員8名、農業委員2名、事務局で現地を確認いたしました。

別図65-63をごらんください。

申請地は●●という集落にあり、県道吉田原田線より●●mほど●に上がったところにあります。●●●番地がありますが、譲渡人の●●です。譲受人は、その●●を含め、隣接する申請地2筆を譲り受け、居住、また農業を行うため、当申請に至っております。引き続きの農地の利用で周辺には何ら影響のないことを確認いたしました。

以上、報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号66号について、5番 田槇委員、お願いいたします。

○田槇委員 5番 田槇です。66番について御報告します。

11月13日10時から事務局1名と農業委員2名、推進委員5名で現地を確認しました。

現地は、向原町●●の●●というところになります。

別図65-66を参照してください。

その図を見ていただいて、下の図を見ていただければと思うんですが、ここの太線のところが申請地、今回の申請地となる農地です。それで、この農地に下にパネルの図が書いてあるんですが、このパネルの216枚がここに設置されています。周囲は田んぼで、129.6㎡のエリアを確保することになります、パネルの確保ですね。

そういうことで、調査した結果なんですが、譲渡人の●●さん●●歳は、現在申請地に調理用トマト等の栽培を行っています。譲受人、●●●●●●●●の●●●●●●さんがここに営農型太陽光パネルを設置して、3年間の区分地上権を申請しているものであります。地上から高さ3.5mの位置に一枚当たり0.6㎡のパネルを216枚設置、合計129.6㎡の区分地上権となります。このことによるパネル間の遮光率は30%、70%の光を確保することになっております。作業場、あるいは作物への悪影響となるものはなく、効率的に利用できるものと見込まれます。このことにより、周辺への悪影響等は与えるものはなく、よって許可妥当であろうというふうに理解しております。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

以上で、調査報告を終わります。これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

ありません。

じゃあ、私、もう一回一つだけ教えてください。ただいまの、66番については、じゃあ、後でまた聞かせてください。

ありません。

皆さんのほう、ありませんか。

それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手お願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員です。賛成であります。

よって、議案第65号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決しました。

次に、日程第4 議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号49号について、8番 桑原委員の関係でございますが、本日欠席でございますので、かわって3番 津田委員、お願いいたします。

○津田委員 津田でございます。桑原委員にかわって私のほうから説明をさせていただきます。

去る11月15日、農業委員2名、推進委員2名、事務局1名、計5名で現地を調査をいた

しました。農振除外申請のときに桑原委員からも丁寧な説明があったと思いますが、場所については、●●郵便局から●●のほうへ向かって1キロ弱だろうと思いますが、走って右側に●●家はあります。66-49ですか、これを見てもらうとわかるんですが、●●家は●●●●●●●●●●という名前で●●工事、あるいは●●店的な仕事をもうかなり●●さんと一緒に手広くやっておられます。で、いろいろ資材置き場等が不足をして、何としても倉庫を1つ建てなくては行けないということで、場所を探しておられたわけですが、適当な場所がなく、地図にありますように●●と下のほうに大きく書いてありますが、わかりやすいんですが、その南側といいましょうか、隣に細長い土地があります。これは田んぼなんです、今は畑というか、もう耕作はされておられません。長い間耕作していないという話ですけれども、イチジクなどが数本植えられたり、果樹も植えられておるようでした。ここに倉庫を建てて、有効活用したいということで、このたび申請が出されたわけです。

隣には家がありますが、その家と家の間に通路もあつたりして、隣の家に迷惑がかかるようなこともないし、それから農業生産活動等々に影響を及ぼすようなことも全くないということで、これは申請どおり許可してもいいのではなかろうかというふうに思っ見て帰りました。

以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号50号、52号について、12番 秋國委員、お願いいたします。

○秋國委員 12番 秋國です。受付番号50号と52号について、11月14日に事務局と農業委員1名、推進委員2名で現地の確認をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

まず50号ですが、図面の66-50をごらんいただきたいと思います。

場所は、県道の下北甲田線を甲田から上がってきますと、●●●●●●が右側にあるんですが、その真反対のほうに●●●●●●●●●●というところの集落に出る町道ですか、通っております。その県道●●●●●●●●●●から約1キロぐらい入ったところだと思います。

図面でいいますと、申請地1と申請地2ですが、申請地1は、その上に小さな字で「●●」と書いてあります。その隣に●●●●●●●●●●、これが申請人の●●●●●●●●●●が建っております。その前の、ですから「●●●●●●●●●●」と書いてあるのが、その住宅へ入る進入路ですが、その進入路に入るための道がちょっと狭いということで、申請地1を進入路として使いたいということで今回の申請です。

それから、申請地2ですが、その下の図面に「農業用資材置き場」と書いてありますが、その隣にはもう携帯の基地局というんですか、要するにアンテナみたいなのが立っておりまして、その残りの土地を農業用資材置き場というふうな形で、細長い土地ですが、それが申請地の2のほうでございます。その下のほうへ道ってありまして、細長いのが左右に通っておりますが、それが町道でございます、前が道路で後ろは雑種地みたいな土地でございます、ほかの農地への影響などは全くないことなどから、やむを得ないと思います。

それから52号ですが、この申請地も●●●●●を●●地域まで上がってきて、●●の四辻でございます。信号機から●●のほうへ300mぐらい行きまして、左側に約500mですかね、ぐらい入ったところに●●●という●●がございます。

地図は、66-52をちょっとごらんいただきたいと思います。

その●●●のほりに今回申請地の●●の墓地がございます。その墓地がちょっと手狭ということで今回の申請で、この墓地に墓を建てるとということで今回の申請になっております。周囲は畑でございまして、他の農地への悪影響などは全くないと思いますのでやむを得ないかと思えます。

以上で、報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

続きまして、受付番号51号ですが、9番 村上が報告いたします。

11月12日に最適化推進委員8名と農業委員2名と事務局とで現地調査をいたしましたので、報告いたします。

別図66の51ページをごらんください。

場所は、申請人の●●●●番地の●●に県道があり、その県道318に隣接した畑177㎡のうちの51㎡に申請人の●が最近亡くなられ、●のお墓を立てるために申請された案件で、県道より2mぐらい下で西側は樹木に覆われており、南側は申請人の農業用倉庫で東側に隣接した畑がありますが、その畑の持ち主も了解され、ほかに隣接した農地はなく、影響もないというふうに思い、仕方のないことというふうに判断をいたします。詳細については、別添の調査書のとおりでございます。

以上で、調査報告を終わります。

続きまして、受付番号53号について、5番 田楨委員、お願いいたします。

○田楨委員 5番 田楨です。53番について報告します。

11月13日、10時から事務局1名、農業委員2名、推進委員5名で現地を確認しております。

現地は、向原町●●の●●●というところになるんですが、●●●●●の近くで県道沿いになります。申請農地は、第2種農地で未整備田、田の89㎡になります。周囲3辺をブロックで囲んで、一部コンクリートで固めた状態であり、9月の除外申請でも報告しましたが、現在、駐車場として取り扱っているという状況にあります。

別図66-53を見てください。

それで、右上に向かって三次方面になります。左下に向かって広島方面になります。黒い縁取り●●●●●●●という、これが今回の申請地です。その周囲3辺をブロックで今、囲っているという形になります。で、そこを駐車場として今、利用している状況になります。

申請者の●●さんは、この●●●●●●●というところが●●になります。で、県道を挟んで

反対側に駐車場として今、田んぼをつぶして使っているということになります。それで、この別図ってちょっと上のほうにあるんですが、そこは周囲として田んぼです。そういう状況下にあります。

随分これは前からこのような形に無断で行っていたわけですが、このことで周辺農地や住民に悪影響を与えるものはないこと、庭が狭く、新たに駐車場が必要な状況にあったこと、手続が必要であることを知らず、わびを入れていること等を鑑みて、これらの状況から見てもやむを得ないというふうに思われます。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号54号について、4番 信川委員、お願いいたします。

○信川委員 4番 信川です。番号54番について、調査報告をいたします。

11月13日、事務局1名、農業委員2名、推進委員5名で現地を確認いたしましたので、報告をいたします。

場所ですが、向原町●●●●●●●●●●番地であります。詳しくは、地図の66-54を参照いただきたいと思います。

申請人は、自宅の敷地が狭いので、以前、河川改修のときに残地として残っていた当土地275㎡を庭敷きとしての申請でございます。このことにより、周辺への農地の支障はないものと思っております。

以上で、報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

以上で、調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。

質疑及び意見はありませんか。

ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、全員挙手、賛成であります。

よって、議案第66号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

次に、日程第5 議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号93号について、7番 富田委員、お願いいたします。

○富田委員 7番 富田です。受付番号93番について御報告します。

11月12日、農業委員2名、推進委員3名と事務局とで現地を確認しました。場所は八千代町●●で国道54号から●へ300mぐらいのところであります。

別図67-93をごらんください。

畑1筆、425㎡です。この案件は、8月に農振除外の申請をされた案件です。申請地●●●●●の点線から右は、現在区画整備されたときに市道となっています。当時、分筆を考慮しておられたようですが、隣接者がアメリカに住んでおられ、判をもらえず今日に至っております。

譲受人は●●●●●に在住で、町内に帰るため住宅を建設されています。市道から離れているため、進入路を設置され、駐車場も3区画設置されます。申請地は、長年耕作されておらず、周辺にも耕作されている農地はなく、問題なくやむを得ないものと思います。詳細は調査書をごらんください。

報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号94号、95号、99号について、5番 田槇委員、お願いいたします。

○田槇委員 5番 田槇です。

11月13日10時から事務局1名、農業委員2名、推進委員5名で現地を確認しております。94及び95は地番が異なるだけで同一案件であることから、あわせて報告させていただきます。

番号94は、向原町●●●●●というところで672㎡の田んぼになります。95番は、同じく向原の●●●●●というところ、畑で1、205㎡の合わせて2筆分ということになります。いずれも第2種農地で現在休耕地であるこの農地に太陽光パネルを設置するものです。

別図67-94及び95を参照してください。

まず、94ですが、太線で囲ってあるところが今回の申請地で、ここに672㎡あります。パネルが207枚設置されるということになります。右上のほうに●●●●●というのがあるんですが、位置的にはここが●●●●●というのが●●●●●というところになります。その近くということになります。

それで、あわせて95のほうですが、この太線で囲ってあるところが申請地です。ここにはパネル360枚が設置される予定です。1、205㎡あります。それで、周囲は、休耕地の田んぼで囲まれている状況にあるということで、ここに申請地と書いてある真上に●●●●●というのがありますが、ここが民家が1軒、ございます。その周囲は現在、耕作されていない農

地、田んぼ、あるいは畑が周囲を囲んでいるというような状況にあります。

それで、いずれも第2種農地ということで、現在休耕中、この農地に太陽光の今言いましたように設置されるわけですが、譲渡人の●●さんは高齢化で自宅から離れた場所にあるこの農地の管理がもう難しくなりましたと。それで、やむを得ず太陽光パネルの設置に今回踏み切るものでということでした。いずれも周囲の悪影響はものはないということを確認して帰りました。

以上です。

○村上会長 もう一つ、99。

○田槇委員 ああそうか、99番が。ごめんなさい。

99番ですが、申請農地は向原町●●の●●ということで、先ほど3条で審議していただいた区分地上権の農地になります。

67-99を参照してください。

これの●●●●●、ここが申請地、太線のところが今回の申請農地になるんですが、その中に破線があります。破線が田んぼとして扱っている範囲の中で、太線は大きな下に大きな土羽という状況になっているところです。周囲は全部田んぼです。そういう状況下にこれはありません。

本件は、使用賃借権を申請するもので、譲受人の●●●●●●●●、●●●●●さんは、申請地を借り受けて、営農型太陽光発電を設置するものということになります。発電面積は、129.6㎡での営農型設備であることから、3年間の一時転用となります。パネル下部における作付面積は203.22となりますが、計画書によれば、その3年間は調理用のトマトとハブ草の作付を行うということだそうです。

耕作者の●●さんは、農業にかかわる経験も豊富で高い知識も持っていること、必要な農機具を持って所有していること、パネル下部で作付するトマト及びハブ草はいずれも必要な光を確保できること、地域の平均反収に対し、トマト、ハブ草はいずれも80%を確保できること、収穫においてはJAの協力を得て計画を立てていること、これらの条件から見て、十分計画に基づいて進めておられるというふうに理解しました。

よって、今回の申請は妥当であろうかというふうに理解しております。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

今の99号の中で、使用賃借権と言われたような気がするんですけど、使用賃借権でいいんですな。

○田槇委員 そう言いましたか。ごめんなさい、済みません。

○村上会長 使用賃借権ね、はい。ありがとうございました。

あと、後からこれ資料がついとんじゃった、この説明のほうは、いいですか。

○田槇委員 ああ、それはね、そうですね、その説明させて。その資料の説明。

○村上会長 後からでもいいですが。それじゃあ、後から。

続きます、受付番号96号について、12番 秋國委員、お願いいたします。

○秋國委員 12番 秋國です。受付番号96号について、11月14日、事務局と農業委員1名、推進委員2名で現地を確認いたしましたので、その結果を御報告いたします。

別図の67-96をごらんください。

申請地は、先ほどの議案第66号の52号の●●●いう●●の●●、●●にあります。今回、申請地を譲り受け、●●の拡張をするものです。

上の図で申請地1はごらんのとおりの細長い土地で、これが●●●●●●の田の36㎡だと思えます。それから申請地の2のほうが、●●●●●●の畑の189㎡だと思います。

いずれにしろ、この下の図の境内について書いてありますが、そこの中のもう既に境内の中の土地ということで、周りは田んぼなどがありますけど、既に整地はされておまして、今回、この申請でもほかの農地への悪影響などは全くないことなどからやむを得ないと思えます。

以上で報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

続きます、受付番号97号について、2番 田中委員、お願いいたします。

○田中委員 2番 田中でございます。11月14日に推進委員2名、農業委員1名、事務局1名で現地の調査を行いました。

その内容について、御案内をしていきたいと思いますが、場所は、高宮町●●ということですが、集落は●●集落ということがございます。詳細については、別添の67-97で現地を御案内されておりますが、ちょっとこれだけではなかなかわかりにくいんですけども、高宮町●●の四差路、ちょうど中国自動車道が北側に通っておる信号から市の支所のほうへ約●●キロ余り走ったところで、さらに右へ、右いきますか、北側へ上がったところでございます。

場所は、ちょうどこの申請地の●●●●●●という場所の、地図で見ますと下側が●●●●という●●がござりますが、そういった位置にございます。ちょうど申請地の前が小さい小川がついておまして、また、さらにその隣が農道でござります。で、●●●●●●が、これも農道ということで、さらにずっとこの地図の上の●●●●●●がこれは宅地でございます。周辺は全て田んぼに囲まれておるところでございます。

譲受人の●●さんは、●●●●●●さんの子供さんでございまして、家が狭いということから新築をとということでございます。ほかに適当な土地がないということもあり、2種農地でありまますから、やむを得ないということでこの申請に至ったようでございます。

現地のほうは、宅地、一般住宅1棟と駐車場2区画ということで、図面の下にも記載はされておりますが、特段に周囲に影響が出るおそれはないと、既に全てこの申請地の周りが田んぼでございますので、特段な他者への悪影響はなかろうということで判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、受付番号98号について、3番 津田委員、お願いいたします。

○津田委員 はい、3番 津田でございます。受付番号98号について、調査結果を報告いたします。

11月15日、農業委員2名、推進委員2名、事務局1名で現地を調査をいたしました。

場所ですが、地図を見ていただくと、67-98の別図が示されておりますが、僕いつも場所をお話するときには●●の●●●という●の名前を挙げますけれども、今回もその●●●の数百mぐらい手前になろうかと思えます。その道路端に●●●●●●という土地がありますが、これが●●の●●です。●●●さんやら●●や何かがあるところなんです、奥さんが●とか●●●とかそういうようなお店をしておられまして、旦那さんなりあるいは息子さん、●●●●とかあるいは●●●的な事業を長くしておられるわけですが、資材置き場として、あの三角の土地を借りて、小さい倉庫あるいは碎石などを置いておられます。お聞きすると、もう30年ぐらい前から、もうこれはそういう形で、親戚の●●●さんから借りて使用しておると。その当時にも農振除外はもう申請されて除外申請ができておるんですが、それ以上のことが何にもできていなかったということです。

で、しゅうとさんがもう相当の年になられましたので、生きている間に所有権の移転をしておいたほうがよかろうということで、このたび取りかかれたわけですが、何もせずに使用しとったということで、始末書添付でこのたびの所有権移転の申請がなされたわけです。

周囲は特に水路とか農地とかいうのはありませんので、特別にどうこういうことはないということだろうと思います。

以上でございます。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

以上で、調査報告を終わります。ここで質疑及び意見に入ります。

質疑及び意見はありませんか。

94、95、99号について、村上ですが、田槇委員にお尋ねするんですが、最近、太陽光について、排水の、どういうんか、水路か、ちゃんとしたのがあるだろうかということで、最近特に豪雨とか、何十年に一回とかいうふうな雨が降るんで、そこらへんが太陽光をつける場合にいろいろ問題になっておるようでございます。ということなんで、その排水が十分にとれる部分があればということなんですけれど、それは見えていただいております。

○田槇委員 はい、現場を見させてもらいました。それで、先ほどの話と重複するかもしれませんが、今の対象農地の上にまだ農地があります。それで、そこに水路が通っています。今回の対象農地のほとりに水路が通っています。それで、土羽の下にも水路が通っています。

そういった形で、その水路は用水路として使われている形があると思うんですが、パネル設



目を通させていただきました。その中では、計画云々について、十分に立てられているなどというふうには理解しました。それでもって、先ほども言いましたが、JAとの相談云々についても細かくやっておられるように思いますし、何せ、そういうこういった形での経験が40年から持っているということもありまして、●●さんならばやってくれるであろうと、計画どおり進めてもらえるだろうというふうには個人的には思っております。

そういったことで、3年間の一時転用ですから、また一年単位でまた確認というようなことは発生しますけれども、期待しておるようなところでございます。

以上です。

○村上会長 はい、ありがとうございます。

ほかにはありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し採決に入ります。

議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請について、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございます。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請どおり許可妥当と決しました。

なお、受付番号97、99号については、第1種農地でありますので、許可妥当とした後、広島県農業会議常設審議委員会へ諮問することといたします。

次に、日程第6 議案第68号 非農地証明申請についてを議題といたします。

初めに事務局より提案の要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございました。

続きまして、担当委員の調査報告をお願いいたします。

受付番号47、48、49号について、11番 水重委員、お願いいたします。

○水重委員 11番 水重です。受付番号47、48、49について報告いたします。

11月12日、推進委員8名、農業委員2名、事務局で現地を確認いたしました。

最初47ですが、別図68-47をごらんください。

申請地は、県道吉田勝田線を●●●●●より1.5キロぐらい●●方面に進んだ北側にあります。図面の右あたりに●●●●●というのがございますが、●●●●●を挟んで上下、図面で上下に申請地はあります。現在、申請地はスギ、カバ、雑木が繁茂して、もう山林化した状態になっております。よってこの申請は、やむを得ないものと確認をいたしております。

次に48です。別図68-48をごらんください。

先ほどの3条で審議いただいた案件の近くにあります。次65号、63号の付近ですが、申



す。

初めに、事務局より要点説明をお願いいたします。事務局。

(事務局朗読説明)

○村上会長 はい、ありがとうございました。

以上で、説明を終わります。これより質疑及び意見に入ります。

質疑及び意見はありませんか。

ありませんか。

質疑がないようですので、質疑を終了し、採決に入ります。

議案第70号 農用地利用配分計画について、原案のとおり設定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○村上会長 はい、ありがとうございました。全員挙手、賛成であります。

よって、議案第70号 農用地利用配分計画原案の諮問については、原案のとおり設定することに異議のない旨を市長に回答することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成30年第11回安芸高田市農業委員会総会を閉会いたします。大変長時間にわたり、慎重審議ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時49分 閉会

以上の会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

安芸高田市農業委員会会長

1 1 番委員

1 2 番委員